

## 議員提出議案第 1 号

### 湯河原町議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 112 条及び湯河原町議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

令和 4 年 2 月 24 日提出

湯河原町議会議長 村 瀬 公 大 様

提出者	湯河原町議会議員	山 本 俊 明
賛成者	同	土 屋 由希子
	同	松 井 一 寿
	同	露 木 寿 雄
	同	室 伏 重 孝
	同	室 伏 寿美夫
	同	土 屋 誠 一

(提案理由)

行政の機構改革に伴い、常任委員会の所管事項を変更するため、条例に改正を要するので、本案を提出するものです。

湯河原町議会委員会条例の一部を改正する条例

湯河原町議会委員会条例（昭和 33 年湯河原町条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表環境・観光産業常任委員会の項中「、用地課、公園課」を削る。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

湯河原町議会委員会条例の一部を改正する条例新旧対照条文

現 行			改 正 後			備 考
別表（第1条関係）			別表（第1条関係）			
名称	所管事項	定数	名称	所管事項	定数	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
環境・産 観光業 委員会	まちづくり 課、土木課、 用地課、公 園課、観光 課、農林水 産課、環境 課、水道課、 温泉課、下 水道課、及 消防本部委 員会に属す るに企する 事業	(略)	環境・産 観光業 委員会	まちづくり 課、土木課、 観光課、農 林水産課、 環境課、水 道課、温泉 課、下消防 道課、及び 消防本部委 員会に属す るに企する 事業	(略)	
			<p>附 則</p> <p>この条例は、令和4年4月1日から 施行する。</p>			